古物営業法第６条に基づく古物営業の許可の取消しに係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
処分基準
令和２年１月１０日作成
法　　令　　名：古物営業法
根　拠　条　項：第６条
処　分　の　概　要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法　令　の　定　め：
古物営業法第４条（許可の基準）、古物営業法施行規則第１条の２（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）
処　分　基　準：
古物営業法第６条各号に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第４条第１号から第８号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（０９２）６４１－４１４１　内３１８７
備　　考：
</td><td>
処分基準
令和●年●月●日作成
法　　令　　名：古物営業法
根　拠　条　項：第６条第１項及び第２項
処　分　の　概　要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法　令　の　定　め：
古物営業法第４条（許可の基準）、古物営業法施行規則第１条の２（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者）
処　分　基　準：
古物営業法第６条第１項各号又は第２項に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第４条第１号から第８号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（０９２）６４１－４１４１　内３１８７
備　　考：
</td></tr>
</table>